

垂井町が定める合併処理浄化槽の施工指導基準

1 目的

この工事施工申請及び工事施工基準は、国及び県の合併処理浄化槽補助制度と、町の合併処理浄化槽補助制度を進める上で、その施工申請及び施工方法が適切に遂行されるよう指導し、工事施工については、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等に関する省令第1条に基づくほか次によるものとする。

2 工事施工申請

工事施工申請及び工事については、全て浄化槽設備士の監督のもとに町担当者と協議しながら行うこと。

(1) 浄化槽新設施工申請書（浄化槽設置通知書及び浄化槽設置届出書）

(2) 浄化槽施工計画書

施工業者は、合併処理浄化槽、配管材料、排水管路、浄化槽埋設地の状況各占用問題等、事前に町担当者（排水管路の状況によっては、関係機関）と協議すること

(3) 浄化槽設置工事

浄化槽施工業者は、合併処理浄化槽を設置する際、次の各工程で町担当者の立ち会いを必ず受け確認を得てから工事を進めていくこと

- | | |
|----------|---|
| ① 掘削、床堀 | 土量及び土質、掘削状況 |
| ② 基礎工事 | 基礎（基礎地盤の確認、基礎工事方法の確認）
ベースコンクリート打ち込み状況及びスラブコンクリート厚、配筋状況 |
| ③ 据え付け工事 | 水平状況、嵩上げ、埋め戻し状況、漏水の有無 |
| ④ 埋設工事 | スラブコンクリート打ち込み状況及びスラブコンクリート厚、配筋状況 |

(4) 工事写真（工事写真用黒板を入れること）

（下記のような登録済票写真も現場で撮ること）

- | | |
|---------|--|
| ①掘削、床堀 | 合併処理浄化槽単体（スケール使用）掘削前、掘削状況、掘削後（スケール使用）使用機械、それぞれの数量の確認が出来るもの複数枚 |
| ②基礎工事 | ベースコンクリート打ち込み状況、ベースコンクリート厚、配筋状況 |
| ③据え付け工事 | 水平状況（水準器使用）据え付け状況 |
| ④埋設工事 | 砂による埋め戻し状況、水締め状況、スラブコンクリート打ち込み状況及びスラブコンクリート厚、スラブコンクリート型枠、配筋状況 |
| ⑤配水管埋設 | 埋設状況（各ポイントごとに水準器をいれる）
配水管埋設工事に準ずること（配水管埋設が官地を占用する場合は、建設課、水道課の指示により写真等を撮ること） |

(5) 完了検査

工事完了検査後は、ただちに町担当者の検査を受けること。

浄化槽工事業者登録済票	
氏名及び名称	
代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	
浄化槽設備士氏名	

3 工事施工基準

(1) 掘削（床堀）

- ① 掘削場所（浄化槽設置場所）が家の基礎又は、大きな建物に接して設置する場合、原則として2 m以上離すこと。
- ② 家の基礎又は、大きな建物に接して設置する場合に原則として2 m以上離す事が出来ない場合は、建物の基礎側に鉄筋コンクリートの擁壁を設置すること。
- ③ 掘削（床堀）する面積は、浄化槽の外形より少し大きい穴を掘り、地山をいためないよう必要以上の穴を掘らないこと。
- ④ 土質や地下水の状況によっては、町担当者と協議をして適切な工夫をとること。
- ⑤ 穴を掘った後は、町担当者の立ち会いを受け、土量、土質、基礎工事の確認を得ること。
- ⑥ 地下埋設物には、十分注意すること。

(2) 基礎工事

- ① 基礎工事は、浄化槽の据え付けに非常に影響するので基礎の水平や据え付け後のレベルには十分注意すること。
- ② 普通地盤の時は、床堀地盤より碎石30～0を厚15 cmしき床固めした後、浄化槽底部より20 cm程広い面積で厚10 cmのコンクリートを投入しその上に異経鉄筋D-13を縦、横15 cmピッチで配筋しその上厚5 cmのコンクリートを投入すること。ただし、PC板を使用する場合は、使用に耐えるものであると確認できる構造計算書を必ず添付すること。
- ③ 掘削深さが大きすぎた場合は、碎石層の厚さで調整すること。
- ④ 軟弱地盤の時は、町担当者と協議をして必要がある時は基礎工事内容を変更する事がある。

(3) 据付工事

- ① 浄化槽の据え付け工事は、一番大切な作業であるから慎重に行うこと。
- ② 浄化槽の据え付けは、コンクリートが固まってからホウキで基礎の上をはいてから据え付けること。
- ③ 浄化槽に傷等が無いか確認をする。
- ④ 浄化槽内に土砂等が入らないようにする。

- ⑤ 浄化槽底部には、土砂等突起物が無いか確認し、浄化槽の水平に十分注意し施工すること。
- ⑥ 水準器のセット位置は、各層のマンホール内で縦、横2方向の水平を確認すること。
- ⑦ 浄化槽の埋め戻しは全て洗砂を使用し、浄化槽に水を入れながら槽の水のレベルと等しく洗砂を入れ水締めを十分行うこと。
- ⑧ スラブコンクリートについて、浄化槽の浮上防止や過大過重の危険性がある場合は、町担当者と十分協議して施工すること。
- ⑨ スラブコンクリートの面積、厚さ、配筋については、個々の現場において条件が色々違うので町担当者と事前に協議して決定すること。
- ⑩ 嵩上げは30cmまでとし、それ以上になる場所は維持管理が容易に出来るようコンクリートのピットを浄化槽周囲に設けること。
- ⑪ ピットの上面には、縞鋼板で蓋をすること。
- ⑫ ピット擁壁の厚みは擁壁に作用する土圧に応じて決めること。
- ⑬ 浄化槽の設置場所を車庫等建物の内部に設置する場合は、臭気筒をつけること。

(4) フロアー設置工事

- ① フロアーの据え付けは、水平垂直を正しく保ち堅固に取り付けること。
- ② フロアーの設置場所は、雨、積雪等に影響されない場所で維持管理上便利な場所に設置すること。
- ③ フロアーの基礎は、地上10cm以上とし、フロアー台の外寸より5cm大きくコンクリートを打つこと。
- ④ フロアーのアースは必ず行うこと。

(5) 電気工事

- ① 配管材料は、下記のように使い分けること。

宅地内	私道内	官地・公道
ビニール管 (VU)	ゴムリング付 ビニール管 (VU)	鋼管(さや管) ビニール管 (VP)

※ 官地、公道配管工事については、占用問題も含めて建設課と十分協議すること。

- ② 配管勾配は流入、流出、共1/管径(mm)の勾配がとれるよう考慮すること。
- ③ 官地内配管であっても過重がかかる場合は、ビニール管(VU)からビニール管(VP)にすること。

(6) ポンプアップ工事

ポンプの選定に当たっては、口径40mm以上とし揚程は排水溝の水位高さを確認し十分な余裕をみること。

(7) ポンプアップ工事

次に掲げる工事は、絶対にしないこと。

浄化槽本体

- ① 家屋の基礎に設置
- ② 埋め戻しに石等固い物を混入
- ③ 水平不良
- ④ 流入管、流出管を逆勾配に配管
- ⑤ 基礎コンクリートを打たない

以 上